

研究部会活動報告

研究部会長 萩原 貞正

公開法律シンポジウム「憲法第九条の改正の是非を問う」(第16回)の開催

まず、本大学法学部法律学科専任講師葛西まゆこ氏より憲法第九条の制定経緯及び同条の規範性をめぐる学説について説明がなされ、次に、同条の改正賛成(支持)の立場からジャーナリストの櫻井よし子氏より、基本的に国民を守る、領土を守るということさえ今は、できない状態であるので、それができるような状態にするために憲法改正が必要であると主張され、これに対して、同条の改正不賛成(不支持)の立場から、東京大学教授の小森陽一氏より、同条が21世紀の世界で果たす重要な役割が主張された。その後木村晋介弁護士も加わって四者による活発な議論がなされ、最後に、会場の聴衆との間で質疑応答があったのち、それらを踏まえて、木村弁護士が双方の意見をまとめてシンポジウムは閉会となった。

出席者は、学外の人を含めて約150人程度であった。シンポジウムの開催日時、場所、テーマ、講師陣および司会は下記の通りである。

日 時 2006年11月27日(月)午後2時30分より
場 所 板橋キャンパス 多目的ホール
テーマ 「憲法第九条の改正の是非を問う」
講 師 櫻井 よし子氏 (ジャーナリスト)
小森 陽一氏 (東京大学教授・日本文学者)
葛西 まゆこ氏 (本学法学部法律学科専任講師)
司 会 木村 晋介氏 (弁護士)

なお、今回も大東文化大学法政学会の後援を頂いた。